古物営業法第２４条に基づく古物営業の許可の取消しに係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和２年１月１０日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法　　令　　名：古物営業法	法　　令　　名：古物営業法
根　拠　条　項：第２４条	根　拠　条　項：第２４条第１項
処　分　の　概　要：古物営業の許可の取消し	処　分　の　概　要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法　令　の　定　め：	法　令　の　定　め：
処　分　基　準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程」のとおり	処　分　基　準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程」のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７	問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７
備　　考：	備　　考：